

令和2（2020）年度 富田林市一般廃棄物（ごみ）処理 実 施 計 画



令和2（2020）年 3 月

富 田 林 市

目 次

1 一般廃棄物（ごみ）処理計画	（基本計画・実施計画）	
	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2 基本事項		
2-1. 実施計画の目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2-2. 計画期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2-3. 計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2-4. 計画人口	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2-5. 基本方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3 ごみの発生量と資源化等の現状		
3-1. ごみの発生量（排出量）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
3-2. ごみの資源化量	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
3-3. リサイクル率	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
3-4. 最終処分量	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
4 富田林市の方針（4 R 政策）	～循環型社会の構築～	
	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
5 ごみの収集運搬・処理の流れと収集方法		
5-1. ごみの収集運搬・処理の流れ	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
5-2. 家庭系のごみの収集方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
5-3. 事業系ごみの収集方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
5-4. 魚あら処理について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
6 発生抑制・排出抑制計画		
6-1. 家庭系ごみの発生抑制・排出抑制	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 11
6-2. 事業系ごみの発生抑制・排出抑制	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12
6-3. 臨時発生ごみの直接持ち込みの排出抑制	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13
7 リサイクル推進計画		
7-1. リサイクル目標の設定	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 14
7-2. 家庭系ごみのリサイクル推進	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 14
7-3. 事業系ごみのリサイクル推進	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15

8 ごみの出し方

8-1. 家庭系ごみの出し方	・ ・ ・ ・ ・	P 16
8-2. 事業系ごみの出し方	・ ・ ・ ・ ・	P 17
8-3. スマートフォンを利用したごみ出しの情報提供	・ ・ ・ ・ ・	P 17

9 令和2（2020）年度の予測値と目標値

9-1. 目標値の設定	・ ・ ・ ・ ・	P 18
9-2. リサイクル率の目標値	・ ・ ・ ・ ・	P 18
9-3. 最終処分量の目標値	・ ・ ・ ・ ・	P 18
9-4. ごみの排出量の予測値と削減目標値	・ ・ ・ ・ ・	P 19
9-5. ごみの資源化量の予測値と目標値	・ ・ ・ ・ ・	P 20

10 その他

10-1. 補助制度や市民サービス	・ ・ ・ ・ ・	P 21
10-2. 不法行為への対応	・ ・ ・ ・ ・	P 22
10-3. 清掃工場に対応できないものへの対応	・ ・ ・ ・ ・	P 22
10-4. 会議や協議会への参画	・ ・ ・ ・ ・	P 23
10-5. 処理体制の確保	・ ・ ・ ・ ・	P 23

1 一般廃棄物（ごみ）処理計画（基本計画・実施計画）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条1項で、「市町村は、当該市町村の区域内の処理に関する計画を定めなければならない」としており、又その内容については、同条第6条2項の1から5において、

- （1）「一般廃棄物（ごみ）（※1）の発生量及び処理見込み」
- （2）「一般廃棄物（ごみ）の発生抑制のための方策」
- （3）「分別し収集するものとした一般廃棄物（ごみ）の種類及び分別の区分」
- （4）「一般廃棄物（ごみ）の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」
- （5）「一般廃棄物（ごみ）の処理施設の整備に関する事項」

の5項目を定めるものと、しています。

よって、富田林市では平成24（2012）年3月に本法の趣旨に沿い、計画期間を15年とする（最終年：2026年）一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（※2）（以下「基本計画」と言う）を策定しました。しかし、平成23（2011）年から5年が経過し、予測・目標の部分で実態に即していない箇所が出てきているため、実態に即した内容になるよう、基本計画の改訂を行う事としました。計画期間も、平成28（2016）年度から2031年度に変更し、各年の具体的な方策について実施計画（※3）を作成するものです。

※1：産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類されます。「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じる「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」に分類されます。

※2：市ウェブサイト「各課のページ」→「市民人権部 衛生課」のページで、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改訂版（平成28（2016）年度版）の閲覧が可能です。

※3：市ウェブサイト「各課のページ」→「市民人権部 衛生課」のページで、一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の閲覧が可能です。

2 基本事項

2-1. 実施計画の目的

実施計画は、上位計画である基本計画をベースに、市域から発生する一般廃棄物（ごみ）に関し、4R（※1）の取り組みにより、ごみの排出抑制や再資源化を図るとともに、排出されたごみの適正な処理を行うことにより、富田林市のまちづくりの目標の一つである、持続可能な社会づくり・環境にやさしい循環型社会の形成を推進することを目的とします。

※1：購入拒否（リフューズ：Refuse）、発生抑制（リデュース：Reduce）、再利用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の4つの語の頭文字「R」をとった言葉。環境配慮に関するキーワードです。リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位で廃棄物の減量に努めるのが良いという考えを示しています。

2-2. 計画期間

令和2（2020）年4月1日から令和3（2021）年3月31日まで。

2-3. 計画区域

本市の行政区域全域とします。

2-4. 計画人口

基本計画では、本市の令和2（2020）年度の人口を次の通り推計し、必要な処理体制を確保します。

計画人口：110,266人

※本市の人口は、令和元（2019）年11月30日現在、111,114人です。

※基本計画では、本市の人口は、平成14（2002）年度の126,400人をピークに徐々に減少し、2020年度には110,266人、2021年度には109,196人、2026年度には103,747人、2031年度には97,820人と推計しています。

2-5. 基本方針

本市では、循環型社会の形成に向けて、市民・事業者・行政が一体となって4Rに取り組み、次の4つの基本方針に沿ってごみの排出抑制・資源化を推進します。

- (1) 発生抑制の推進
- (2) 排出抑制・資源分別収集の推進
- (3) 環境に配慮した適正処理の推進
- (4) 管理体制の確立

	基本方針	取り組みの内容
(1)	発生抑制の推進	ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、あらゆる機会と場所を利用し市民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに主体的協力を強く働きかけていきます。
(2)	排出抑制・資源分別収集の推進	発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化し再生利用を図るとともに、リサイクル可能なものを極力分別し、市の収集、集団回収、店頭回収、法定リサイクル（家電4品目・パソコン）等の資源分別回収を推進していきます。
(3)	環境に配慮した適正処理の推進	ごみとして排出されたものについては、南河内環境事業組合のごみ処理施設で減量化・資源化・安定化等の適正処理を行うとともに、ダイオキシン類対策をはじめ環境に配慮した運転を要請していきます。
(4)	管理体制の確立	市民・事業者・行政がごみに関する情報を共有し、問題意識を共通のものとして連携・協力してごみ減量化に取り組んでいきます。

3 ごみの発生量と資源化等の現状

3-1. ごみの発生量（排出量）

この5年間のごみ発生量の推移をみると、4年前に比べると2.3%の減で、人口減の比率（3.4%減）に比べて、ほぼ同水準でごみの減量化が推移しております。しかし一方で市内事業所（主に沿道沿いの店舗）等の増加による業務用ごみ搬出量（※1）の増加（4年前より191t、4.5%の増加）があるものの、4Rの徹底によりさらに減量化が可能だと考えられます。

一方、資源ごみ及び集団回収（古紙、古布等）は再生可能ごみであり、分別の徹底によりその量と割合が増えることがリユース（再利用）、リサイクル（再生利用）につながるわけですが、この5年間量・割合とも減少傾向にあり、さらなる分別の徹底が求められます。

平成30（2018）年度の1日一人あたりのごみ排出量（※2）は956g、4年前より1.2%増（業務用ごみを除くと0.4%増）となっており、大阪府平均946g、全国平均920g、（平成29（2017）年度）を上回り、まだまだ市民一人々のごみ減量化、分別への協力が必要です。平成30（2018）年度の排出量（集団回収を除く）の内訳では、「もえるごみ」が最も多く、全体の79.50%を占めており、次いで「粗大ごみ」が15.04%となっています。また、資源ごみの「カン」が0.65%、「ビン」が2.01%、「ペットボトル」が0.92%、「プラスチック製容器包装」が1.86%、「牛乳パック」が0.03%となっています。（図表1）

図表1 ごみの発生量（排出量）の実績・1人1日あたりごみ排出量・人口（単位：t／年）

種 類		H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
もえるごみ		29,182	28,695	28,285	28,227	28,233
（うち事業系ごみ）		(4,227)	(4,227)	(4,471)	(4,300)	(4,418)
粗大ごみ		4,526	4,764	4,536	4,873	5,342
（うち持込ごみ）		(338)	(166)	(124)	(277)	(442)
資源ごみ	カン	256	238	236	235	230
	ビン	779	768	770	765	714
	ペットボトル	285	294	304	310	325
	プラスチック製容器包装	628	638	637	645	659
	牛乳パック	12	10	10	9	9
集団回収		4,220	4,062	3,820	3,636	3,439
ごみの発生量（排出量）		39,888	39,469	38,598	38,700	38,951
1人1日あたりごみ排出量(g)		945	941	930	942	956
人口（人）		115,601	114,646	113,709	112,594	111,628

※1：業務用ごみ搬出量＝収集袋数×5.4kg（1袋当たりの平均重量）

※2：1人1日あたりごみ排出量＝各年度の排出量（g）÷365日（但し、H27(2015)年度は366日）÷人口

3-2. ごみの資源化量

ごみの資源化量はこの5年間減少傾向にあり、その大きな要因は資源化量の60.6%を占める集団回収の減少です。この背景には、自治会や子供会等のコミュニティ団体の弱体化が考えられます。平成30（2018）年度の資源化量の内訳は、集団回収が最も多く、60.6%、資源化施設（資源リサイクルセンター）により資源化されたものが28.5%、焼却施設（南河内環境事業組合第1清掃工場）及び粗大ごみ処理施設（南河内環境事業組合第1清掃工場）により資源化されたものが10.9%となっています。（図表2）

図表2 ごみの資源化量の実績

（単位：t／年）

	種 類		H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
資源化施設	鉄		149	133	130	129	126
	アルミ		107	104	106	106	104
	ガラス		565	565	594	564	482
	ペットボトル		250	253	261	265	278
	プラスチック		580	598	599	601	621
	牛乳パック		11	10	9	9	9
計			1,662	1,663	1,663	1,674	1,620
焼却・粗大ごみ処理施設	スラグ		0	0	0	0	0
	金属類	選別鉄	396	403	437	404	401
		粗大ごみ処理施設回収量	191	207	187	175	221
集団回収			4,220	4,062	3,820	3,636	3,439
資源化量			6,469	6,335	6,143	5,889	5,681

3-3. リサイクル率

平成30（2018）年度の本市のリサイクル率（※1）は14.6%で、平成26（2014）年度の16.2%から1.6%減少しています。平成26（2014）年度から、若干の減少傾向が見られますが、平成29年度に大きく減少しています。これは、ごみの発生量の減少よりも、資源化ごみの回収量の減少が大きい為と考えられます。（図表3）

図表3 リサイクル率の推移

（単位：t／年）

	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
資源化量	6,469	6,335	6,143	5,889	5,681
リサイクル率	16.2%	16.1%	15.9%	15.2%	14.6%

※1：リサイクル率＝資源化量÷ごみ発生量（集団回収含）

3-4. 最終処分量

平成26(2014)年度からの平成30(2018)年度までの5年間の最終処分量(※2)の推移。(図表4)

図表4 最終処分量の実績値

(単位:t/年)

	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
最終処分量	4,556	4,332	4,235	4,286	4,559

※2: 廃棄物を埋め立てて、廃棄処分することの量。固体廃棄物や減容した灰分などを地表や水底等に積み重ねていくことをいいます。

4 富田林市の方針（4 R政策） ～循環型社会の構築～

富田林市では、都市の将来像「ひとがきらめく！ 自然がきらめく！歴史がきらめく！みんなでつくる笑顔あふれるまち富田林」を実現するための目標として、「循環型社会の形成」を掲げています。

循環型社会を構築するためには、従来の単にごみを燃やして埋めるという処理中心の考えを改め、第一にレジ袋や過剰包装など不要なものを断ること（Refuse）とし、第二に廃棄物の発生を抑制（Reduce）し、第三に廃棄物を再利用（Reuse）し、第四に廃棄物を再生利用（Recycle）し、第五に熱回収※1を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分することが求められています。この「4 R」をいかに進めていくかが重要な課題となっており、4 Rを進めることが循環型社会づくりの基礎となるものです。

本市では、この課題を解決するため、本実施計画において、令和2（2020）年度の実施体制や発生抑制・排出抑制計画やリサイクル推進計画などを定めました。

また広域的な取り組みとしまして、平成27（2015）年12月に策定し、令和元（2019）年度に計画変更の南河内6市町村地域循環型社会形成推進地域計画（計画期間は、平成27（2015）年4月1日から令和4（2022）年3月31日までの7年間）において、一般廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して目標量を定め、それぞれの施策に取り組み、地域の循環型社会形成を推進します。

※1：廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱が、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用される例があります。南河内環境事業組合においても、施設内の電力の大部分は、同施設のごみ発電でまかなっています。

5 ごみの収集運搬・処理の流れと収集方法

5-1. ごみの収集運搬・処理の流れ

令和2（2020）年度のごみの収集運搬・処理の流れは図表1のとおりとします。

図表 1

種類		収集・運搬			中間処理（※1）		最終処分	
		方法		主体	方法	主体	方法	主体
家庭系ごみ	もえるごみ	2回／週	ステーション	委託	焼却	南河内環境事業組合（※2）	埋立（※3）	フェニックス・再生資源業者
	粗大ごみ	1回／月	ステーション	委託	破碎焼却	南河内環境事業組合	埋立	フェニックス・再生資源業者
	カン・ビン	2回／月	ステーション	直営	資源化	資源リサイクルセンター（※4）	資源	再生資源業者
	ペットボトル	2回／月	ステーション	直営	資源化	資源リサイクルセンター	資源	再生資源業者
	プラスチック製容器包装	2回／月	ステーション	委託	資源化	資源リサイクルセンター	資源	再生資源業者
	牛乳パック	1回／月	ステーション／拠点	直営	資源化	資源リサイクルセンター	資源	再生資源業者
事業系ごみ	カン・ビン	1回／週まで	各事業者	直営	資源化	資源リサイクルセンター	資源	再生資源業者
	もえるごみ	6回／週まで	各事業者	委託	焼却	南河内環境事業組合	埋立	フェニックス（※5）
臨時ごみ／町会清掃ごみ		随時	各戸／各町会	直営	破碎焼却	南河内環境事業組合	埋立	フェニックス（※5）
直接持込		随時	自己搬入	排出者	破碎焼却	南河内環境事業組合	埋立	フェニックス（※5）
古紙・古布等		随時	各町会等	町会等（※6）	資源化	—	資源	—
家電4品目		随時	各戸等	委託	資源化	—	資源	—
その他（死獣等）		随時収集	—	直営	—	—	—	—

不法投棄	随時	—	直営	破碎 焼却	—	—	—
------	----	---	----	----------	---	---	---

※１：収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別により、できるだけごみの体積と重量を減らして、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなどの再資源として、利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

※２：南河内環境事業組合第１清掃工場（富田林市大字甘南備２３４５番地）

焼却処理および粗大ごみの中間処理施設で、本市のもえるごみと粗大ごみは、同工場（処理能力：３００ｔ/日）に運び処理します。

※３：南河内環境事業組合第１清掃工場に搬入されたもえるごみと粗大ごみは同工場で焼却され、その焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）へ委託し、最終埋立処分します。焼却後の有価物（選別鉄・鉄くず）については、再生資源業者に委託し、処分します。

※４：資源リサイクルセンター（南河内郡河南町大字山城１６５番地）

資源ごみは、中間処理施設の同リサイクルセンターの資源選別施設（カン・ビン選別施設、ペットボトル減容施設、廃プラスチック減容施設、ガラス再商品化施設）にて処理します。資源リサイクルセンターでの中間処理はすべて委託事業として行います。

※５：大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）は、昭和５６（１９８１）年に公布された「広域臨海環境整備センター法」に基づき、近畿圏において昭和５７（１９８２）年３月に２府４県１５９市町村港湾管理者の出資により設立されました。地方公共団体等から、委託を受けた一般廃棄物や産業廃棄物等の埋立を行っています。現在、泉大津沖、尼崎沖、神戸沖、大阪沖の処分場を有しています。

※６：町会・子ども会などを中心に２００団体（平成３０（２０１８）年度）の登録があります。

５－２．家庭系のごみの収集方法

（１）ごみの分別区分

もえるごみ、粗大ごみ、資源カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、牛乳パックの６分別区分

（２）収集方式

原則ステーション方式（市内約５，０００カ所）

（３）収集頻度

もえるごみ	２回／週
粗大ごみ	１回／月
カン・ビン	２回／月
ペットボトル	２回／月
プラスチック製容器包装	２回／月
牛乳パック	１回／月

■市内全域での牛乳パックのステーション収集について

平成25（2013）年度に実施した市内2カ所（梅の里地区・錦織地区）での試行の結果に基づき、月1回、市内全域で牛乳パックのステーション収集を行っていますが、下記の店舗や施設においても業者の協力を頂き拠点回収を実施しています。

◎牛乳パックは、以下の3カ所の拠点回収も継続して実施しています。

店 名	電話番号	住 所
関西スーパー金剛店	25-1211	寺池台1-9-60
金剛図書館	28-1171	高辺台2-1-2
市役所	25-1000	常盤町1-1

※毎週水曜日に回収します。

※他に事業者が独自に実施する牛乳パック回収があります。

5-3. 事業系のごみの収集方法

事業系ごみのうち「もえるごみ」は、委託業者による収集または直接搬入を行い、「資源カン・ビン」は、市の直営による収集を行います。

5-4. 魚あら処理について

魚あらについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者で、本市が搬入先と認めた施設（小島養殖漁業生産組合）において資源化を図ります。

6 発生抑制・排出抑制計画

6-1. 家庭系ごみの発生抑制・排出抑制

家庭系	無 料 ご み シール	本市では平成8（1996）年度から家庭系ごみのシール制を開始しました。2020年度の <u>無料ごみシール（※1）</u> は、2020年3月に各家庭に送付します。配布された枚数内でごみを出せるように、発生抑制・排出抑制を図ります。
	有 料 ご み シール	無料ごみシールが無くなった場合、 <u>有料ごみシール（※2）</u> を購入します。同シールは、有効期限は無期限で、衛生課及び金剛連絡所又は市内41か所、事業系ごみシールの販売店は15か所のごみ処理券取扱所で販売します。
	啓発活動	●ごみの出し方や分別方法について、広報誌（12回／年掲載）や市ウェブサイト（通年発信）、パンフレット（「ごみの分け方・出し方」※平成28年度版から「ゴミチェッカー」・「ごみかれんだー」のQRコードを掲載）配布、衛生課から版発行などを通して誰にでもわかりやすい情報提供を行い、分別ルールの厳守や排出マナーの向上に向けた普及啓発活動を継続し発生抑制・排出抑制を図ります。 ●町総代会、老人クラブ、他の団体の総会などの機会を利用して、パンフレットの配布や説明を行い、市民を対象とした4R教育の推進に努めます。 ●次世代を担う児童・生徒に環境美化やリサイクル社会の推進と理解を深めてもらう事を目的に、国が毎年実施している4R推進ポスターコンクールに応募し、学校と連携を取り、小学生に対し「ごみ学習」の推進を行います。 ●生涯学習課に登録している出前講座（「ごみの分け方・出し方」）において、ごみ減量等の啓蒙活動を広く行います。 ●「リユース展」を開催し、市民へ4R（リフューズ（購入拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用））に対する啓発を行います。令和元（2019）年度は、11月26日～28日の3日間。内容は、リユース家具の展示・抽選コーナー、不要となった図書、雑貨、植木鉢のお持ち帰りコーナー、資源ごみ分別クイズ等を行い市民の方へごみ減量の周知を図りました。 ●その他市のイベントなど、様々な機会を通じて市民の皆さんへリサイクルの啓発活動を行います。（令和元（2019）年度は、11月24日に金剛中央公園で開催された金剛バルに出店し、「衛生課かわら版」を配布し、資源ごみ分別クイズを行うなどして、正しいごみの出し方やマナー向上等の啓発を行いました。 また1月18日には、市民会館で開催されたこども祭りに出店し、職員手作りの子供向けゲームを行うなど、正しいごみの出し方やリサイクルの啓発活動を行いました。）

助成・支援	●日常生活から排出される一般廃棄物の中から、再資源化できる有価物（新聞・雑誌・ダンボール・古布）を回収する町会、子ども会等の団体に対して <u>奨励金（※２）</u> を交付します。各団体が回収した有価物の量に応じて交付し、ごみの減量化・資源化を図ります。
過剰包装等の抑制	買い物袋（マイバック）持参運動を推進するとともに小売店・スーパーに対して過剰包装の自粛の呼びかけをします。

6-2. 事業系ごみの発生抑制・排出抑制

事業系	ごみシール制度	<u>有料ごみシール制（※３）</u> を継続し、徹底します。
	啓発活動	●事業者の自己処理責任を周知徹底します。 ●事業活動に伴い発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制及び資源化に努めるよう指導・啓発します。
	多量排出の抑制	事業者から排出されるごみの量が多い場合は、 <u>多量排出事業者（※４）</u> として登録し、毎年「事業系一般廃棄物の排出及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書」を提出してもらい、廃棄物の減量や適正な処理を指導します。

※１：無料ごみシール（有効期間２年）

もえるごみ	１～２人世帯	１１０枚／年
	３～４人世帯	２２０枚／年
	５～６人世帯	２８０枚／年
	７人以上世帯	３４０枚／年
粗大ごみ	１世帯につき	３６枚／年

◎もえるごみは、４５ℓの乳白色半透明ごみ袋にはシールを２枚、３０ℓのブルー半透明の袋にはシールを１枚、袋の上部の見えやすいところに貼るものとします。

◎粗大ごみは、大きいものは直接見えやすい位置に貼るものとします。小物類は推奨袋に入れ粗大ごみシールを１枚貼るものとします。

※２：富田林市有価物集団回収奨励金は、同交付要綱にもとづき交付し、日常生活から排出されるごみの中から再資源化できる有価物（古紙、古布等）を回収する市民団体に対し奨励金を交付することにより、ごみ減量化を推進し、市民のごみに関する社会意識の高揚を図ることを目的としています。奨励金の交付額は１kgあたり３円です。

※３：有料ごみシール

家庭系ごみシール	もえるごみ	３０ℓ袋用 １枚	５０円
		４５ℓ袋用 １枚	１００円
	粗大ごみ	１枚	５００円
事業系ごみシール	もえるごみ	４５ℓ袋用 １枚	３００円
	カン・ビン	４５ℓ相当容器用 １枚	３００円

※４：多量排出事業者は、富田林市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第３条において、「１日平均８４キログラム又は４５リットル相当容器１４個分以上の一般廃棄物（し尿及び愛玩動物等の死体を除く。）を排出する事業者をいう。」と規定されています。

６－３．臨時発生ごみの直接持ち込みの排出抑制

これまで市で受付し南河内環境事業組合で焼却処理をして参りました、家庭などから排出される持ち込み一般廃棄物（ごみ）は、平成２７（２０１５）年１０月１日より、南河内環境事業組合への直接持込となり、市民の利便性が向上しました。また、係員の目視や監視カメラの設置などで、産業廃棄物の持ち込みや市外持ち込みごみを抑制し、ごみ処理の適正化を図っております。併せて平成２７（２０１５）年１１月１日と平成２８（２０１６）年４月１日より、段階的に現在の処理経費に応じた、ごみ処理手数料に改定しました。このことにより、もえるごみは４年前より３１７トンの減となり、ごみの減量化が図られております。

7 リサイクル推進計画

7-1. リサイクル目標の設定

継続して家庭系ごみ及び事業系ごみのリサイクルを推進し、富田林市のリサイクル率の向上に努めます。

平成24（2012）年3月に策定した基本計画においては、平成29（2017）年度のリサイクル率の目標を21%とし、最終年次の2026年度では、リサイクル率24%の達成を目指しました。現状を検討した結果21%の達成は非常に厳しい数字であるため、平成29（2017）年3月の基本計画の改定により、2020年度の目標値を16.2%に下方修正し、2026年度は16.7%、2031年度は17.1%の達成を目指します。

7-2. 家庭系ごみのリサイクル推進

資源化ごみの回収を維持・推進	ごみの分別区分のうち、資源化するもの（資源カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、牛乳パック）の回収を継続します。 カン・ビンについては、平成26（2014）年4月からの月1回収集から月2回収集に変更しました。リユース展の開催等を通じて、4Rの考え方・実践方法などについて、市民や事業所等へ周知を図ることで、ごみの減量やリサイクルの促進を図り、リサイクル率の向上を目指します。 また市内の福祉施設の協力を得て、資源化ごみの回収を推進しています。
牛乳パックのステーション方式収集	平成25（2013）年度に市内の2町会で実施しました試行の結果、平成26（2014）年4月から市内全域での実施となりました。収集個所の拡大により、さらなる分別の徹底を図りました。
集団回収に対する助成制度	市民団体が主体となって行っている集団回収に対する助成制度を継続実施し、支援するとともに、NPOなど新たな回収団体の育成に努めます。
啓発活動	ごみの分別方法や出し方について、広報誌や市ウェブサイトへの掲載、パンフレットや衛生課かわら版の配布などにより、誰にでもわかりやすい情報提供を行い、分別ルールや、排出マナーの向上を図り、又資源ごみの洗浄などの質の向上を目指します。 平成26（2014）年度からスマートフォンで、ごみの分別方法や収集日が簡単に確認できるようにしました。（17ページ参照）

7-3. 事業系ごみのリサイクル推進

2種分別を徹底	現在、事業系ごみは「もえるごみ」と「資源カン・ビン」の2種分別を実施していますが、事業所の分別に対する理解を深めるなど、令和2年度も引き続き、2種分別を徹底します。
大阪府と連携	大阪府と連携し <u>グリーン購入（※1）</u> を実施している事業所のPRや評価等の情報の普及に努めます。

※1：大阪府が実施している制度で、環境に配慮した製品（リサイクル商品、環境負荷の少ない品等）を優先的に購入・調達することを推進しています。

8 ごみの出し方

8-1. 家庭系ごみの出し方

シール	分別	焼却 資源化	ごみ種	出 し 方
ごみシール必要	もえるごみ	焼却	●生ごみ類 ●紙くず類 ●木くず類 ●プラスチック類 ●その他（少量の灰・廃食油・人形など）	●各ごみステーションに朝7時までにごみシールを貼り出すこと。 ●ごみ袋は市販の半透明で、30ℓ用は青色、45ℓは乳白色の推奨袋で口をしっかりと縛って出すこと。 ●水分はよく切ること。 ●残飯、生理用品、オムツ等で見られたくないごみは、レジ袋等で包みごみ袋に入れて出すこと。 ●廃食油は紙などに吸わせて出すこと。 ●竹串等の鋭利な物は、折り曲げたり、紙で包んだりして危険のない状態で出すこと。 ●紙おむつの汚物はとって出すこと。 ●使用済みライターの中身は使い切ること。
	粗大ごみ		●家具・寝具類 ●家電製品類（資源家電4品目、パソコンを除く） ●金属類 ●せともの類 ●ガラス類 ●その他	●各ごみステーションに朝7時までにごみシールを貼り出すこと。 ●黒い色の袋や段ボール箱は中身が見えないので出さないこと。 ●布団、カーペット、座布団等は、十文字に紐をかけ、片手で持てるぐらいの大きさに束ねて出すこと。 ●竿や剪定枝は直径15cmで、1.5mの長さにし、束ねること。 ●石油ストーブは必ず灯油をぬくこと。 ●食器類、刃物類は、新聞紙などに包んで出すこと。 ●大きなものはできるだけ解体すること。
ごみシール不要	カン・ビン	資源化	●カン類 ●ビン類	●各ごみステーションに朝9時までに半透明の袋に入れて出すこと。 ●カン・ビンはリサイクルされるので、中身を抜き、洗って出すこと。 ●スプレー缶、カセットボンベは、カンの対象になるので、穴をあけガスを抜いて出すこと。 ●ビン類のふたや栓は取ること。 ●一斗缶等の大きなものは、粗大ごみで出すこと。 ●カン・ビンは一緒に袋に入れ、ペットボトル等はいれない。
	ペットボトル		●飲料用 ●酒類用 ●調味料	●各ごみステーションに朝9時までに半透明の袋に入れて出すこと。 ●ペットボトルはリサイクルされるので、中身を抜き、洗って出すこと。 ●キャップやラベルは、資源プラスチック製容器包装の日に出すこと。 ●ペットボトルの中に異物を混入しないこと。

	プラスチック製容器包装	●ボトル（食料品や日用品） ●発砲スチロール製緩衝材 ●パック（食料品や日用品） ●トレイ（食品） ●袋（お菓子等） ●カップ（食料品）	●各ごみステーションに朝 9 時までに半透明の袋に入れて出すこと。 ●プラスチック製容器包装はリサイクルされるので、洗って出すこと。 ●汚れが取れない容器（マヨネーズ等）はもえるごみで出すこと。 ●他のプラスチック等の異物は混入しないこと。 ●袋は二重にして出さない。
	牛乳パック	●牛乳パック ●ジュース等の紙パック	●牛乳パックは、資源回収としてステーション回収、または拠点（スーパー・公的機関）回収、または有価物集団回収を利用させていただきます。 ●牛乳パックは中身を出し、よく水洗いし、ハサミで裁断し、開いて束ねて出すこと。

8-2. 事業系ごみの出し方

シール	分別	焼却 資源化	ごみ種	出 し 方
ごみシール必要	もえるごみ	焼却	●事業所の事務所から発生した紙くず、茶殻など	●排出者が減量化・資源化に努めたうえで、市又は委託業者に委託し、適正に処理するか、排出者自らが搬入する。
	カン・ビン	資源化	●飲料用 ●酒類用 ●調味料	

（事業所から発生したその他のごみ類は、産業廃棄物として処理します。）

8-3. スマートフォンを利用したごみ出しの情報提供

平成 26（2014）年 11 月から、富田林ウェブサイトで、スマートフォン対応のウェブアプリ「富田林市ゴミチェッカー」および「富田林市ゴミかれんだー」の試行を行っています。

「ゴミチェッカー」はごみの種類や分別の種別がわからない時に、五十音検索や文字入力検索でごみの種類・分別の種別を確認することができます。「ゴミかれんだー」は町名別にごみ収集日を確認することができます。

市民の皆さんが、いつでもどこでも手軽にスマートフォンから、ゴミ出しについての情報を確認できるようになります。正しいごみの出し方や分別ルール、排出マナーの向上に繋がるアイテムとして、あらゆる機会を通じて、さらなる普及に努めます。

9 令和2（2020）年度の予測値と目標値

9-1. 目標値の設定

富田林市では、平成29（2017）年3月に基本計画の改定を行い、本市の資源ごみの回収率（※1）を、次のような目標を設定しています（図表1）。

図表1 目標回収率

	平成30(2018)年度の 富田林市の実績		2031年度の 富田林市の目標回収率
ペットボトルの回収率	0.92%	⇒	0.98%
プラスチック製容器包装回収率	1.86%	⇒	2.07%
牛乳パック回収率	0.03%	⇒	0.04%

※1：各資源ごみの発生量÷（ごみの発生量（排出量）（計）－集団回収）

9-2. リサイクル率の目標値

平成29（2017）年3月に改定を行った基本計画において、令和2（2020）年度のリサイクル率の目標値を16.2％に設定しています（図表2）。

図表2

	基本計画で設定した目標値
令和2(2020)年度のリサイクル率	16.2％

9-3. 最終処分量の目標値

平成29（2017）年3月に改定を行った基本計画において、令和2（2020）年度の最終処分量の目標値を4,424tに設定します。
（図表3）。

図表3

	目標値
最終処分量	4,424t

9-4. ごみの排出量の予測値と削減目標値

平成29（2017）年3月に改定を行った基本計画において、令和2（2020）年度のごみ排出量の予測値と削減目標値は図表4のようになります。

図表4 令和2（2020）年度のごみの発生量の予測値と削減目標値（単位：t／年）

種 類		基本計画の令和2(2020) 年度の予測値	基本計画の令和2(2020) 年度の削減目標値	平成30(2018)年度 の 実績値
もえるごみ		28,574 t	26,825 t	28,233 t
粗大ごみ		4,669 t	4,410 t	5,342 t
資源 ごみ	カン	263 t	237 t	230 t
	ビン	789 t	751 t	714 t
	ペットボトル	270 t	291 t	325 t
	プラスチック製容器包装	600 t	615 t	659 t
	牛乳パック	9 t	11 t	9 t
集団回収		3,421 t	3,904 t	3,439 t
ごみの発生量（排出量）		38,595 t	37,044 t	38,951 t
一人一日あたりのごみの排出量		959 グラ	920 グラ	956 グラ

※図表4の合計額は、端数処理の関係で誤差が生じる場合があります。

9-5. ごみの資源化量の予測値と目標値

平成29（2017）年3月に改定を行った基本計画において、令和2（2020）年度のごみの資源化量の予測値と目標値は図表5のようになります。

図表5 令和2（2020）年度のごみの資源化量の予測値と目標値（単位：t／年）

種 類			基本計画の令和 2 (2020) 年度の予測値	基本計画の令和 2 (2020) 年度の目標値	平成 30 (2018) 年度の 実績値
資源化施設	鉄		1 5 1 t	1 4 9 t	1 2 6 t
	アルミ		9 9 t	9 8 t	1 0 4 t
	ガラス		5 3 5 t	5 2 8 t	4 8 2 t
	ペットボトル		2 4 0 t	2 3 7 t	2 7 8 t
	プラスチック		5 6 7 t	5 6 0 t	6 2 1 t
	牛乳パック		1 0 t	9 t	9 t
計			1, 6 0 3 t	1, 5 8 1 t	1, 6 2 0 t
ごみ処理施設 焼却・粗大	スラグ		0 t	0 t	0 t
	金属類	選別鉄	3 5 4 t	3 3 3 t	4 0 1 t
		粗大ごみ処理施設回収量	1 8 2 t	1 7 2 t	2 2 1 t
計			5 3 6 t	5 0 5 t	6 2 2 t
集団回収の計			3, 4 2 1 t	3, 9 0 4 t	3, 4 3 9 t
資源化量（合計）			5, 5 6 0 t	5, 9 9 0 t	5, 6 8 1 t

※図表5の合計額は、端数処理の関係で誤差が生じる場合があります。

10 その他

10-1. 補助制度や市民サービス

ごみ散乱防止ネット等補助制度	ごみステーションの適正管理及びその清潔保持並びに生活環境の保全を図るため、カラスよけネット及び生ごみガードの購入に要する経費の一部を、ごみステーションごとに補助します。平成25年度から市民の皆さんがさらに利用しやすいように市の直接販売から補助金制度に変更しました。
ごみ置き場設置補助	地域の公衆衛生の向上を図るため、町会・自治会等が衛生事業としてごみ置き場を設置される場合は、その経費の一部を助成します。 ※ごみ置き場1カ所に助成する助成金の限度額は50,000円です。
ごみ置き場看板の貸与	清潔な街づくりを推進する為、町会・自治会で看板を希望される場合、現物を貸与します。内容によっては、地域の実情に応じた掲示文章をラミネート版で作成して提供します。設置や管理は各町会・自治会をお願いします。
紙おむつシール	3歳未満の乳幼児、高齢者・身体障がい者等で、常時、紙おむつ、ストマ、腹膜透析液バッグを使わなければならない方を対象に、特別にシールをお渡しします。枚数は1人年間104枚までです。
ふれあい収集	高齢または障がい等の理由により、ごみステーションにごみを出すことが困難な方を対象にしたふれあい収集を、地域や高齢介護課、障害福祉課と連携を取りながら、継続して実施します。 申請には、民生委員やケアマネジャー、町総代などの証明が必要です。ふれあい収集は、ごみを玄関先までお伺いして収集します。
臨時ごみ	引っ越しや片づけなどで、一般家庭から臨時に多量にごみが出る場合に、有料の申込制で収集に伺い適正に処理します。申し込みは随時衛生課にて受付します。ごみは収集車が収集できる場所まで排出者が出していただきます。 ※収集は、祝祭日を除く月曜日から金曜日で、時間は午前9時30分から午後3時で受付します。手数料は2,540円（100kg以下）で、100kgを超える分は20kg当たり300円です。
犬・猫・小動物等の死体の処理	犬・猫・小動物等の死体は、申し込みにより有料で引き取ります。飼い主の不明なものは無料で引き取ります。処理費は市役所に持ち込んだ場合は、1件1,010円、家庭に引取に行く場合は、2,030円です。月曜日から金曜日は衛生課で受付し、夜間・土日祝日は宿直で受付します。

10-2. 不法行為への対応

カン・ビン抜き去りの対応	平成25(2013)年度から、市が管理している全ゴミステーションに対し、抜き去り禁止の警告看板を設置しました。令和2(2020)年度も引き続き、市が管理しているゴミステーション以外のごみステーションに対しても、要請があれば設置し、カン・ビン抜き去りについて対応していきます。抜き去り被害の報告が多いゴミステーションについては、警察に告発するとともに、市や警察によるパトロールをしていきます。
不法投棄の対応	不法投棄に対しては、町会代表者などに対して、不法投棄禁止看板の設置及び貸出しをします。又、特に悪質と判断される場合は警察へ告発し、市や警察によるパトロールを実施していきます。 市域境の不法投棄については、境界自治体と連絡を取りながら対処します。河川については、大阪府と連携して対応します。

10-3. 清掃工場で処理できないものへの対応

処理困難物	清掃工場で処理できない処理困難物(単車・タイヤ・バッテリー・ガスボンベ・消火器・農薬・ペンキ類・オイル等)は専門業者又は各取扱店に処理を依頼するよう指導していきます。 感染性医療廃棄物は、「特別管理一般廃棄物」に指定されており、医療機関自ら適正な処理・処分を行うよう指導していきます。
パソコン	法律に基づき適正に処理するよう市民に周知徹底します。処理については、各メーカーの受付窓口で相談していただきますように案内します。又、プリンター、スキャナーなどの周辺機器は粗大ごみで処理します。
資源家電4品目	資源家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は法律に基づき適正に処理するよう市民に周知徹底します。

10-4. 会議や協議会への参画

魚腸骨処理対策協議会、中部ブロック清掃協議会などに参画し、廃棄物処理について積極的に情報収集や必要な調査・研究を行い、連携を図ります。又、3市2町1村で構成する南河内環境事業組合内の衛生担当課長会議や実務担当者会議を精力的に開催し、同組合の構成メンバーとして日頃抱えている課題について協議、調整を図ります。

学識経験者や市民団体代表者、再生資源回収業者や商工業関係者で組織する廃棄物減量等推進審議会を開催し、ごみ減量化や資源化などに向け審議を行います。

10-5. 処理体制の確保

(職員体制について)

- ① 現場職の担当制を確立し、各班のモチベーションを高め、ごみの減量とリサイクルの啓発に努め、資源ごみ収集の質の向上を目指します。又、事務職や現場職の定期職場会議を積極的に開催し、職場の情報や連携を密にし、廃棄物の適正処理について取り組みます。
- ② 収集時における交通事故や火災事故の防止について努力します。
- ③ 現場職の収集の班体制を確立し、分別やごみ出しルール徹底のための啓発に力を入れます。
- ④ 市直営で実施している資源ごみ等の収集について、必要な人員を確保します。

(収集車両について)

パックマスター車やプレス車、(軽) ダンプなどの車両の維持・管理に努めます。

(業者への指導について)

ごみ収集業者に委託している、もえるごみや粗大ごみ等の収集の適正処理について、委託業者と定期会議を開催する等あらゆる機会を利用し、指導します。